

□ 案件概要

建築基準法第51条ただし書の規定による許可をするに当たり、その敷地の位置について府都市計画審議会に付議するものである。

施設名称	位置	敷地面積	備考
産業廃棄物処理施設	京田辺市甘南備台2丁目10番の一部、14番、14番4	約2,003m <sup>2</sup>	[処理施設の処理能力] 破砕施設(新設) ・がれき類 1,000 t/日

□ 理由

京田辺市の工業専用地域内において、がれき類の破砕を行う産業廃棄物処理施設を新設するに当たり、建築基準法第51条ただし書の規定により許可をしようとするものである。

□ 位置図

